

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長 室井 照平

市町村名 (市町村コード)	会津若松市 (07202)	
地域名 (地域内農業集落名)	湊地区 (崎川集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の認定農業者は3経営体。高齢化が進んでおり、後継者は確保されているが育成が必要となる。 ○認定農業者以外の担い手についても高齢化が進んでいる。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落の農地面積の約63%を集落内法人が耕作している。今後は集落内法人を中心に農地の集積を進め、作業効率を高めるために集約化にも取り組む必要がある。 ○田は農業法人を中心に集積が進んでいるが、畑地は所有者の高齢化が進み、維持管理が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ○今後、田は集落内法人を中心に集積を進め、作業効率を上げるために集約化も進めていく。 ○認定農業者以外の担い手の方についても継続して地域の農地を耕作していただくが、離農等で貸借が必要になった際は、集落内法人及び認定農業者への集積・集約化を原則に貸借を進めていく。 ○耕作条件の悪い畑地については、将来、離農などにより耕作が困難となることから、集落内の担い手を中心として活用方法について協議し、葉物野菜など園芸作物の作付けを検討していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○現状は全農地を農業上の利用を行うものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○集落内法人及び認定農業者へ農地を集積する。 ○集約化に向けて担い手間の協議を継続して行う。 ○集約化の目標を目標地図に取りまとめ、地図の完成度を高めるための協議を継続して行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現状、担い手との主な貸借手段が農地中間管理機構を活用した貸借であるため、今後も活用を継続していく。 ○一部の貸借において農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用しているため、契約期間満了後に農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○田については既に基盤整備が済んでいるため不要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○将来の担い手となりうる集落内後継者について、集落内の担い手を中心に育成を進めていく。 ○集落内法人の従業員の高齢化も進んでいることから、後継者の育成を進めノウハウを継承していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業法人を中心に集積・集約化を進めているため不要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

○鳥獣による農作物の被害が増加していることから、町内会や多面的機能支払活動組織と協力しながら、今後も実情に合わせて侵入防止柵の設置等の構築に向けて検討を進める。

⑦保全・管理等

○農地の保全・管理を図るため、多面的機能支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
○集落内農地の全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。
○また、多面的機能支払活動組織と集落内法人が連携しながら、小区画農地や不整形農地の維持管理なども行っていることから、今後も継続して取り組んでいく。

崎川 地域計画エリア

